

若宮フットボールクラブ 規約

第一章 総則

- 第1条 本クラブは若宮フットボールクラブ（以下若宮FCと省略する）と称する。
第2条 若宮FCは、サッカーを通して少年少女の健全な心身の育成と相互の親睦を図ることを目的とする。
第3条 若宮FCの事務局は6年代表宅におく。

第二章 会員

- 第4条 若宮FCは、原則として地域の小学生で組織し、その保護者を育成会員とする。
第5条 若宮FCは未成年で組織されるので、その実質運営は育成会によって代行される。

第三章 役員

- 第6条 育成会には次の役員をおく。
会長…1名 副会長…2名 会計…2名 会計監査…1名 学年代表…各1名
代表…1名 実技指導員…若干名
第7条 実技指導員は会長によって委嘱された者があたる。

第四章 総会

- 第8条 若宮FCは最高議決機関として、年1回の定期総会を開催し、重要事項の決定を行う。また臨時総会の必要がある時は、会長がこれを招集する。

第五章 会計

- 第9条 若宮FCの運営は会費・補助金・寄付金等によって行い、消耗品以外の支出は原則として役員会の承認をえるものとする。
第10条 会費は月1回クラブ員1名に対し、3年生以下は2000円、4年生以上は2500円とする。②
第11条 若宮FCへの加入及び退会の月の会費はその申し出のあった月分を含み、退部の場合は貸与物品を完納した月分まで納入するものとする。また新規加入の際には市川市サッカー協会第4種委員会個人登録費1000円とスポーツ障害保険1000円を納める。①

第六章 活動

- 第12条 各種サッカー大会参加及び練習、地域に対する奉仕活動、各種スポーツレクリエーションを主な活動とする。

第七章 事故などの補償

- 第13条 活動中の事故による怪我等についての補償は、スポーツ傷害保険の範囲とする。

附則

- 第14条 本規約は、育成会委員の2/3以上の賛同をもって改正することができる。

平成15年5月3日改正① 平成17年4月30日改正②